

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年7月9日	
大阪府泉州農と緑総合事務所長 様	
提出者 住 所 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 氏 名 大阪府知事 吉村 洋文 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6941-0351	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター
事業場の所在地	大阪府泉南市りんくう南浜1番
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36: 水道業
②事業の規模	実績処理水量 8,762,000 m ³ /年(令和5年度)
③従業員数	5人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添、資料1「産業廃棄物発生工程フローシート」を参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<pre>graph TD; A[南部流域下水道事務所] --> B[維持管理課]; B --> C[湾岸南部管理センター]; C --> D[南部水みらいセンター];</pre>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥） ②下水汚泥（沈砂）
	排 出 量	36471 t 14.93 t
	(これまでに実施した取組) 排水（下水）中の汚濁物を除去することが主たる事業なので、減量化することは困難であるが、下水汚泥（濃縮汚泥）については中間（脱水）処理して減量化し、その他についても最大限減量化できるように努めている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥） 下水汚泥（沈砂）
	排 出 量	42056 t 15 t
	(今後実施する予定の取組) 下水汚泥（濃縮汚泥）については令和4年度と同様に努める。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類によって、発生場所毎等で可能な限り分別している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を維持する。	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
③廃プラスチック類	④石綿含有産業廃棄物	—	—
9.8 t	0.15 t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	31331.67 t	－ t
（これまでに実施した取組） ・熱回収は該当なし ・下水汚泥（脱水ケーキ）は中間処理（脱水工程）で減量化している。（含水率約97%から約77%へ） 脱水前36,471t→脱水後5,740t			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	36316 t	－ t
（今後実施する予定の取組） ・熱回収は該当なし ・下水汚泥（脱水ケーキ）は中間処理（脱水工程）での減量化を継続する。（含水率約97%から約77%へ） 脱水前42,056t→脱水後5,740t			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
③廃プラスチック類	④石綿含有産業廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
③廃プラスチック類	④石綿含有産業廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥（濃縮汚泥）	②下水汚泥（沈砂）
	全処理委託量	－ t	14.93 t
	優良認定処理業者への処理委託量	－ t	14.93 t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
（これまでに実施した取組） ・下水汚泥（濃縮汚泥）は、中間処理（脱水）後、全量を収集運搬業務として業者委託し、大阪南下水汚泥広域処理場で自己中間処理（焼却）を実施。 ・その他は法令等に基づき適正に契約を締結して委託している。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
③廃プラスチック類	④石綿含有産業廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
③廃プラスチック類	④石綿含有産業廃棄物	—	—
9.8 t	0.15 t	— t	— t
9.8 t	0.15 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	全処理委託量	－ t	15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・現在の取組を継続。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が**1,000**トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月**30**日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

